

週刊金曜日が木村聡さん写真特集掲載

『車窓の軍事機密—宮澤・レーン事件』



不謹慎な旅
第99回

車窓の軍事機密

宮澤レーン事件

太平洋戦争開戦と同時にスパイに仕立て上げられた大学生と教師。
戦時体制下で改正した法律では「軍が秘密と言えは秘密」だった。
やがて世を覆う不気味な監視に疑心暗鬼、到来する沈黙。
根室から札幌。若者の前途と命を奪った「軍機」の風景に向かう。

写真・文 木村 聡



写真上 北海道根室市の郊外、花咲地区オワツタラウスあたりを通り JR 花咲線。車窓には閑散とした大地。宮澤弘幸青年はこの鉄路で根室から札幌への帰途についた。かつてここにあった「軍事機密」とされた飛行場は、戦前に米海軍武官も見学されたと言われ、内外に周知された存在だったようだ（写真説明から）

冤罪で拘束された師弟
1941年12月8日だった。ともに北大の英語教師であるレーン夫妻は、その朝いつものように大学へ出勤すると総長から日本開戦を知らされる。待機が命じられた自宅にはすぐさま警察がやって来て二人を連行。そのまま留置。同じころ宮澤青年の下宿先にも警察が踏み込んで、彼も逮捕される。理由は軍機保護法違反、つまり軍事上の秘密「軍機」を漏洩したというものであった。裁判は非公開で行なわれ、43年にレーン夫妻

上左写真は、根室市の郊外、花咲地区オワツタラウスあたりを通り JR 花咲線。車窓には閑散とした大地。宮澤弘幸青年はこの鉄路で根室から札幌への帰途についた。かつてここにあった「軍事機密」とされた飛行場は、戦前に米海軍武官も見学されたと言われ、内外に周知された存在だったようだ（写真説明から）

「週刊金曜日」(8月14日、第1580号)は、フォトジャーナリスト・木村聡さんの「不謹慎の旅 第99回—車窓の軍事機密—宮澤・レーン事件」と題した4頁の記事を掲載した。

高市政権による国民を「戦争への道」へと強要する政策がより凶暴性を帯びてくることが想定される今、軍事機密とされた根室海軍飛行場などに関する原資料の現状の写真と記事は、意義ある内容となっている。

木村聡さんの努力を讃えたい。



「不謹慎な旅」第99回「車窓の軍事機密—宮澤・レーン事件」は、太平洋戦争開戦と同時にスパイに仕立て上げられた大学生と教師の物語。戦時体制下で改正した法律では「軍が秘密と言えは秘密」だった。やがて世を覆う不気味な監視に疑心暗鬼、到来する沈黙。根室から札幌。若者の前途と命を奪った「軍機」の風景に向かう。



右写真は、月寒に1940年に置かれた「北部軍司令部」跡。司令官官邸は現在「つきさつ資料館」として一般公開されている。

左写真は、レーン夫妻が住んでいた北大外国人教員官舎跡。

「不謹慎な旅」第99回「車窓の軍事機密—宮澤・レーン事件」は、太平洋戦争開戦と同時にスパイに仕立て上げられた大学生と教師の物語。戦時体制下で改正した法律では「軍が秘密と言えは秘密」だった。やがて世を覆う不気味な監視に疑心暗鬼、到来する沈黙。根室から札幌。若者の前途と命を奪った「軍機」の風景に向かう。

>> 事実関係について木村聡さんと意見交換 <<

木村さんの記事の中で、「真相を広める会」がこれまで調査して知った事実関係について異なる点と新たに知り得た点などがあつた。そこで「週刊金曜日」編集部を介して、木村さんに質問と意見を届けた。これに対して誠実に対応いただいた木村さんと週刊金曜日編集部に感謝します。

なお、宮澤弘幸の「検挙」に関して、木村さん記事でも「逮捕」と表記している箇所があつた。この点に関しては、報道機関も同様の表記をしているケースがいくつもあつた。その都度、「真相を広める会」としては、検挙と逮捕の相違について、詳しく指摘して来た。

そこで、「週刊金曜日」編集部からこの問題についての投稿を要請されたので、右記のように投稿した。

「宮澤・レーン事件の本質」

木村さんは今回の記事の最後で以下のように指摘している。

根室には今、“自衛隊基地があり車窓からレーダーが見える”。月寒では現在、“陸軍が食べた「月寒あんぱん」が名物でつぶあんとしあんがある”。私がそれを誰かに話し、それが国家警察と言える法があれば逮捕？アハハ、そんなバカな。でも、宮澤青年やレーン先生の身には同じようなこと起きていたのである。そして、人々は笑い飛ばさず、文句も言わず、何かを恐れ沈黙した。変貌していく社会の様相は逮捕劇の余波ではなく、これこそが「宮澤・レーン事件」の本質だろう。

＊

「スパイ防止法」を画策する高市政権に対する監視の目を研ぎ澄ませることが必要だ。(福島 清)

論考

宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件 人権感覚に雲泥の差「検挙」と「逮捕」の違い

福島 清

(ふくしま きよし…北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会事務局)

本誌連載「不謹慎な旅」の第99回は「車窓の軍事機密 宮澤レーン事件」(8月7日・14日合併号)でした。

1941年12月8日、太平洋戦争開戦と同時にスパイに仕立て上げられた北海道帝国大学の学生・宮澤弘幸と、教師のハロルド・レーンとその妻ポーリン・レーンにかかる冤罪事件を現在の風景と重ねながら告発した臨場報告です。筆者はフォトジャーナリストの木村聡さん。戦争への道に狂奔する高市早苗政権との対峙が厳しくなる昨今、同冤罪事件の真相を究め、広める活動を重ねる同志として共感をもって読み込んだ記事でした。ただ、書き込まれた事実関係についてはいくつか疑念があり、本誌の了解を得て筆者と往

返信させてもらいました。その中で「逮捕」と「検挙」の混用については、広く読者のみなさんに知っていただきたく、本欄への投稿となりました。

まず事実関係。記事では「逮捕」の語が多用されていますが、当事件で「逮捕令状」は発せられていません。

では、何を以て当の身柄を拘束したのか。当時の治安当局は根拠を明示していませんが、事件の半年前の41年5月施行の「国防保安法」には同法に伴う刑事手続きの特例が折り込まれ、その第17条に「検事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得」とありますから、これに拠ったに違いありません。検事の専権で事実上の身柄拘束を可能にする人権抑

圧の治安特例です。

実際、当時の官憲、治安当局は一連の身柄拘束で「逮捕」の語を用いず、12・8一斉拘束の内閣情報発表でも「検事指揮の下に警察、憲兵両当局の手によりこれが一斉検挙を断行」と明示し、新聞各紙も「きのふ拂曉一斉検挙」(「北海タイムス」)、「北海道新聞」(の前身)等と報じています。

次に、なぜ用語の違いにこだわるのか。用語には抜き差しならぬ実態が込められているからです。当時の国防治安法制下では他にも弁護権の抑制、公判の非公開、証拠の非公示、控訴・上告の抑制など、人権抑圧の特例が多々折り込まれており、あらぬ疑念を被された者への最低限の人権保護となる裁

判官による令状を廃した「検挙」は悪行の象徴となる所業でした。

たしかに、「検挙」は現行法制には存在せず、曖昧でうさんくささを伴うせいか、使うのを嫌う向きがあるのは事実です。ですが、だからといって歴史的事実を無視し、現行法感覚の「逮捕」に置き換えては、令状抜きによる人権抑圧が隠され本末転倒となります。国家権力による冤罪を究明し、廃絶するために、歴史的事実を映した用語を正確に用いることが肝要です。少なくとも「逮捕令状抜きの身柄拘束」などと正確を期すべきだと考えます。

舌足らずのところは当会のホームページをご参照願えればありがたいです。

<http://miyazawa-tane.com/index.html>